(証券コード9719)
平成23年６月９日

株　主　各　位

東京都中央区晴海一丁目８番12号
住商情報システム株式会社
代表取締役会長兼社長　中井戸 信英

定時株主総会招集通知書

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、このたびの東日本大震災により被災された株主の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
さて、下記により当社平成23年３月期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネットによりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成23年６月27日（月曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1.　日　時　平成23年６月28日（火曜日）午前10時

2.　場　所　東京都江東区豊洲三丁目２番20号
豊洲フロント　14階　当社会議室
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾ご案内略図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）

3.　会議の目的事項

報告事項１　平成23年３月期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

報告事項２　平成23年３月期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　当社と株式会社ＣＳＫとの合併契約承認の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役18名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　取締役の報酬額改定の件
第６号議案　監査役の報酬額改定の件

4.　議決権行使についてのご案内

①郵送による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年６月27日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

②インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成23年６月27日（月曜日）午後６時までにご行使ください。

以　上

(注) 1.　当日ご出席の方は、同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2.　後記**株主総会参考書類並びに添付の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ（http://www.scs.co.jp/）において掲載することによりお知らせいたしますので、あらかじめご了承ください。**

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】　http://www.webdk.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3. インターネットによる議決権行使は、平成23年６月27日（月曜日）午後６時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。
ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問合せ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合せくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　　住友信託銀行　証券代行部

【専用ダイヤル】　　☎ **0120-186-417**（平日午前９時～午後９時）

＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞

☎ 0120-176-417（平日午前９時～午後５時）

目　　次

株主総会参考書類

第１号議案　当社と株式会社ＣＳＫとの合併契約承認の件 ………………………… 7
第２号議案　定款一部変更の件 ……………………………………………………… 26
第３号議案　取締役18名選任の件…………………………………………………… 30
第４号議案　監査役３名選任の件…………………………………………………… 46
第５号議案　取締役の報酬額改定の件 ……………………………………………… 48
第６号議案　監査役の報酬額改定の件 ……………………………………………… 48
別紙１　Ａ種優先株式の内容 ………………………………………………………… 49
別紙２　Ｂ種優先株式の内容 ………………………………………………………… 61
別紙３　ＳＣＳＫ株式会社130％コールオプション条項付
第１回無担保転換社債型新株予約権付社債
（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）社債要項…… 73

第１号議案別冊
（平成23年３月期における株式会社ＣＳＫの計算書類等）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　当社と株式会社ＣＳＫとの合併契約承認の件

1. 合併を行う理由

当社は、住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）の子会社として昭和44年に設立された情報サービス事業者で、平成元年に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第２部に上場し、平成３年には同第１部に指定されました。平成17年８月には同じく住友商事の子会社であった住商エレクトロニクス株式会社と合併し、事業領域の拡充を図っております。また、株式会社ＣＳＫ（以下「ＣＳＫ」といいます。）とは、平成21年９月に業務・資本提携に向けた基本合意書を締結しています。

ＣＳＫは、昭和43年に設立された独立系大手の情報サービス事業者で、昭和57年に東京証券取引所市場第２部に上場し、昭和60年には同第１部に指定されました。近年は本業である情報サービス事業に加え、証券事業や不動産事業にも進出し、多角化を進めていましたが、平成21年３月期決算において不動産証券化ビジネス等の金融サービス事業の不振で多額の損失を計上いたしました。平成21年７月にアント・コーポレートアドバイザリー株式会社（現ＡＣＡ株式会社）との間で結んだ基本合意に基づき、資本増強を実施の上、証券事業や不動産事業からの撤退、情報サービス事業への回帰を軸とした経営再建に取り組み、現在は純粋持株会社であった株式会社ＣＳＫホールディングスにコア事業を吸収合併し、事業持株会社であるＣＳＫとして事業・収益基盤の拡充を図っております。

今後の当社グループを取り巻く事業環境を展望しますと、本年３月に起こった震災の影響も含め日本経済の先行きは不透明な状況となっており、ITサービス産業にとって重要な企業の設備投資動向についても当面は懸念が残る状況と考えられます。また、ITサービス産業は、現在、成長ステージから成熟化ステージへの移行期にあり、国内IT市場の成長には鈍化傾向が見られます。更に競争環境については、国内ITサービス専業の企業間の競合はもとより、ITハードベンダーのITサービス分野への進出、更にはインド・中国も含めたグローバルな企業との競合など競争環境が一段と激化しております。一方で、社会生活・企業活動のあらゆる

場面でITの活用が進んでおります。各顧客企業におけるIT投資に対するニーズも、これまでのコスト削減のためのIT投資から、生産性の向上、そして競争優位性の確保を目的とした戦略的IT投資へと多様化し、また、企業活動のグローバル化の進展に伴って、ITシステムについてもグローバル体制の構築が強く求められる状況になっております。このように、IT需要が一層の広がりを見せる中、業界再編の動きも含めた産業の構造的変化ともいうべき事態が進行している状況にあります。

両社は、平成21年９月の業務・資本提携に向けた基本合意書締結後、両社代表取締役を委員長とする業務提携委員会において、個々の事業面でのwin-winの効果を追求すべく協議を重ねてまいりましたが、これらの協議を通じ、お互いの人的・技術的リソースを結集し、顧客基盤の強化及びより顧客満足度の高い顧客サービスの拡充を図り、更にはこれらのグローバル展開を推進することが、今後業界でのリーディングポジションを確立するために最善の選択肢であるとの考えに至りました。また、統合形態についても議論を重ねた結果、上記の目的を達成するためには合併という形態が最善であるという結論に至りました。そのため、両社は、平成23年２月24日開催の各社の取締役会による承認を得た上で、同年10月１日を効力発生日とし、当社を吸収合併存続会社、ＣＳＫを吸収合併消滅会社とし、その合併対価としてＣＳＫの株主に対して当社の株式を交付する吸収合併(以下「本合併」といい、合併対価として交付される株式を「本合併対価」といいます。) に係る合併契約を締結いたしました (当該合併契約は、当社及びＣＳＫ間で締結された平成23年５月19日付合併契約変更契約により、その一部が変更されましたが、その変更後の当該合併契約を、以下「本合併契約」といいます。)。両社は、本合併契約の締結に至ったそれぞれの判断が、震災の影響も含めた上記の事業環境の下においても同様に適切なものと考えております。

なお、当社及び当社の親会社である住友商事は、住友商事及び当社の企業価値向上の観点からは、本合併を実施する前提として、ＣＳＫの大株主である合同会社ACAインベストメンツ (以下「ACAI」といいます。) の保有する株式等を合理的な価格で本合併前に取得する必要があると判断し、平成23年２月24日付でACAIとの間で応募契約を締結の上、同年３月10日から同年４月11日までを、公開買付期間として、住友商事及び当社の両社共同でＣＳＫ株式等に対する公開

買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。その結果、当社及び住友商事は共同で、ＣＳＫの普通株式69,511,667株及びＦ種優先株式5,000株（普通株式転換請求権の行使による普通株式数換算で、普通株式50,000,000株）並びにＣＳＫの第７回新株予約権（平成21年９月30日発行）240,000個（普通株式数換算で、普通株式24,000,000株）を取得し、平成23年４月18日付でＣＳＫは住友商事の連結子会社となっております。本公開買付けの結果の詳細については、インターネット上の当社ホームページ(http://www.scs.co.jp/）に掲載しております平成23年４月12日付「株式会社ＣＳＫ株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。
本合併により成立する合併新会社（本合併後の吸収合併存続会社である当社）は、当社及びＣＳＫのそれぞれのサービスを統合することにより、システム開発、ITインフラ構築・マネジメント、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング)、ITハード・ソフト販売の全てのサービスを提供することが可能となります。さらに、住友商事をはじめとする顧客企業の世界各国におけるITシステム・ネットワークをサポートしてきた当社の知見、及びITサービス業界の独立系大手企業として培ったＣＳＫの顧客基盤を組み合わせることにより、フルラインナップのグローバルITサービスカンパニーとして業界の明日を切り拓くリーディングカンパニーへの飛躍を目指してまいりたいと考えております。
株主の皆様におかれましては、何卒本合併の趣旨にご賛同いただき、本合併契約のご承認を賜りますようお願い申し上げます。

2. 合併契約の内容の概要
本合併契約の内容の概要は以下のとおりです。

合併契約書

住商情報システム株式会社（以下「ＳＣＳ」という。）及び株式会社ＣＳＫ（以下「ＣＳＫ」という。）は、ＳＣＳとＣＳＫとの合併に関し、平成23年２月24日(以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法及び当事会社の商号・住所）

1．ＳＣＳ及びＣＳＫは、本契約の定めに従い、ＳＣＳを吸収合併存続会社、ＣＳＫを吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をする。

2．本合併における吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商　号：住商情報システム株式会社

住　所：東京都中央区晴海一丁目８番12号

(2) 吸収合併消滅会社

商　号：株式会社ＣＳＫ

住　所：東京都港区南青山二丁目26番１号

第２条（本合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1．ＳＣＳは、本合併に際して、本合併の効力が生ずる直前の時（以下「効力発生直前時」という。）におけるＣＳＫの普通株式（以下「ＣＳＫ普通株式」という。）の株主（ＳＣＳ及びＣＳＫを除く。）に対して、ＣＳＫ普通株式に代わる金銭等として、その所有するＣＳＫ普通株式１株につき、ＳＣＳの普通株式（以下「ＳＣＳ普通株式」という。）0.24株の割合をもって、ＳＣＳ普通株式を割当交付する。

2．ＳＣＳは、本合併に際して、効力発生直前時におけるＣＳＫの株主名簿に記載又は記録されたＣＳＫのＡ種優先株式（以下「ＣＳＫ　Ａ種優先株式」という。）の株主（ＳＣＳ及びＣＳＫを除く。）に対して、ＣＳＫ　Ａ種優先株式に代わる金銭等として、その所有するＣＳＫ　Ａ種優先株式１株につき、ＳＣＳのＡ種優先株式（その発行要項は別紙１記載のとおりとし、以下「ＳＣＳ　Ａ種優先株式」という。）１株の割合をもって、ＳＣＳ　Ａ種優先株式を割当交付する。

3．ＳＣＳは、本合併に際して、効力発生直前時におけるＣＳＫの株主名簿に記載又は記録されたＣＳＫのＢ種優先株式（以下「ＣＳＫ　Ｂ種優先株式」という。）の株主（ＳＣＳ及びＣＳＫを除く。）に対して、ＣＳＫ　Ｂ種優先株

式に代わる金銭等として、その所有するＣＳＫ　Ｂ種優先株式１株につき、ＳＣＳのＢ種優先株式（その発行要項は別紙２記載のとおりとし、以下「ＳＣＳ　Ｂ種優先株式」という。）１株の割合をもって、ＳＣＳ　Ｂ種優先株式を割当交付する。

4．ＳＣＳは、本合併に際して、効力発生直前時におけるＣＳＫの株主名簿に記載又は記録されたＣＳＫのＥ種優先株式（以下「ＣＳＫ　Ｅ種優先株式」という。）の株主（ＳＣＳ及びＣＳＫを除く。）に対して、ＣＳＫ　Ｅ種優先株式に代わる金銭等として、その所有するＣＳＫ　Ｅ種優先株式１株につき、ＳＣＳ普通株式2,400株の割合をもって、ＳＣＳ普通株式を割当交付する。

5．ＳＣＳは、本合併に際して、ＣＳＫのＦ種優先株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第３条（本合併に際して交付する新株予約権の数及びその割当てに関する事項）

1．ＳＣＳは、本合併に際して、効力発生直前時におけるＣＳＫの株式会社ＣＳＫ130％コールオプション条項付第７回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成18年７月27日発行）に付された新株予約権（以下「ＣＳＫ割当対象新株予約権」という。）の新株予約権者（ＳＣＳ及びＣＳＫを除く。）(以下「ＣＳＫ割当対象新株予約権者」という。）に対して、ＣＳＫ割当対象新株予約権に代わる新株予約権として、その所有するＣＳＫ割当対象新株予約権１個につき、ＳＣＳ新株予約権（別紙３記載のＳＣＳの新株予約権付社債に付される別紙３記載のＳＣＳの新株予約権をいう。以下同じ。）１個の割合をもって、ＳＣＳ新株予約権を割当交付する。

2．ＳＣＳは、本合併に際して、ＣＳＫの株式会社ＣＳＫ130％コールオプション条項付第７回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成18年７月27日発行）についての社債に係る債務のうち、効力発生直前時において未償還のもの全てを別紙３のとおり承継する。なお、ＣＳＫの2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成15年９月４日発行）は、効力発生直前時までに満期償還予定である。

3．ＳＣＳは、本合併に際して、ＣＳＫの第７回新株予約権（平成21年９月30日発行）に代わる新株予約権又は金銭の交付を行わない。なお、ＣＳＫの第

６回新株予約権（平成21年９月30日発行）を行使することができる期間は、平成23年３月31日に終了する。

第４条（本合併に際して増加する資本金及び準備金の額）

本合併に際し、ＳＣＳの資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、いずれも増加させない。

第５条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成23年10月１日とする。但し、本合併の手続の進行に応じ、必要がある場合には、ＳＣＳ及びＣＳＫが協議し合意の上、これを変更することができる。

第６条（合併承認総会）

１．ＳＣＳは、平成23年６月28日に開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。
２．ＣＳＫは、平成23年６月28日に開催予定の定時株主総会並びにＣＳＫの普通株主による種類株主総会、Ａ種優先株主による種類株主総会、Ｂ種優先株主による種類株主総会、Ｅ種優先株主による種類株主総会及びＦ種優先株主による種類株主総会のそれぞれにおいて、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、ＣＳＫは、会社法第325条で準用する同法第319条第１項に基づく手続により、かかる種類株主総会の開催を省略することができる。
３．前項の規定にかかわらず、本合併の手続の進行に応じ、必要がある場合には、ＳＣＳ及びＣＳＫが協議し合意の上、前二項に定める各開催日を変更することができる。

第７条（本合併に際して就任する取締役及び監査役）

1．本合併に際して新たにＳＣＳの取締役及び監査役に就任すべき者（以下「本合併新任役員」という。）は、以下のとおりとする。但し、本合併新任役員の就任の時期は、効力発生日とする。

取締役　中西　毅　　　取締役　鈴木　正彦
取締役　石村　俊一　　取締役　谷原　徹
取締役　熊崎　龍安　　取締役　古沼　政則
取締役　渕上　岩雄
監査役　播磨　昭彦　　監査役　海前　忠司
監査役　安浪　重樹

2．効力発生日の前日のＳＣＳの取締役及び監査役のうち、効力発生日以降もＳＣＳの取締役及び監査役の任に就く者は、以下のとおりとする。

取締役　中井戸　信英　　取締役　露口　章
取締役　鎌田　裕彰　　　取締役　栗本　重夫
取締役　小川　和博　　　取締役　福永　哲弥
取締役　山崎　弘之　　　取締役　内藤　達次郎
取締役　眞下　尚明
監査役　小島　收　　　　監査役　朝香　友治
監査役　澁谷　年史

3．ＳＣＳは、第６条第１項に定める株主総会において、本合併の効力が生じることを停止条件として本合併新任役員を効力発生日付でＳＣＳの取締役及び監査役に選任する旨の議案を上程し、その承認を求めるものとする。

第８条（善管注意義務）

1．ＳＣＳ及びＣＳＫは、次の各号に掲げる事由を除き、本契約締結日以降効力発生日の前日までの間、善良なる管理者としての注意をもって通常の業務の範囲内で、それぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行い、重要な資産の処分又は債務若しくは責任の負担その他その事業に重大な悪影響を与える行為をする場合には、相手方当事者の事前の書面による承諾を得なければならない。

(1) ＳＣＳは、住友商事株式会社（以下「住友商事」という。）と共同して行う公開買付け（買付者であるＳＣＳ及び住友商事により法令の許容する範囲内で変更されるものを含み、以下「本件公開買付け」という。）に関して平成23年２月24日付で株式会社東京証券取引所において公表する内容(上記の変更があった場合には、その変更を反映した内容を含む。）に従い、ＣＳＫの発行する株券等を取得することができる。

(2) ＳＣＳは、平成23年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、総額８億5,000万円を上限とする剰余金の配当をすることができる。

(3) ＳＣＳは、平成23年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、総額８億5,000万円を上限とする剰余金の配当をすることができる。

2．ＣＳＫは、本契約締結日以降、効力発生日に至るまでの日を基準日として、剰余金の配当を行わない。

第９条（ＳＣＳの定款変更)

ＳＣＳは、第６条第１項に定める株主総会において、本合併の効力が生じることを停止条件として、効力発生日付で、次の各号に掲げる定款変更に関する議案を上程し、その承認を求めるものとする。

(1) ＳＣＳの商号をＳＣＳＫ株式会社に変更する旨
(2) ＳＣＳ Ａ種優先株式及びＳＣＳ Ｂ種優先株式の内容を追加する旨
(3) 本合併に伴い必要となる事業目的を追加する旨
(4) 前各号に掲げるほか、本合併に伴い必要となる内容へ変更する旨

第10条（ＳＣＳの株式の上場維持等)

1．ＳＣＳ及びＣＳＫは、本合併に際し、ＳＣＳ普通株式の東京証券取引所市場第一部での上場を維持するために必要な手続をとるものとする。

2．ＳＣＳ及びＣＳＫは、効力発生日において別紙３記載のＳＣＳの新株予約権付社債が東京証券取引所に上場されるよう必要な手続をとるものとする。

第11条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日の前日までの間に、ＳＣＳ又はＣＳＫの財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生又は判明した場合（本契約締結日に既に判明していた事象について本契約締結日後に重大であることが判明した場合、及び国内外の監督官庁その他の司法・行政機関（日本の公正取引委員会又は諸外国の独占禁止法・競争法関係当局を含む。以下同じ。）から本合併に関し重大な条件が付された場合を含む。）その他本合併の目的の達成が困難となった場合には、ＳＣＳ及びＣＳＫは、誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第12条（本契約の効力）

本契約は、以下の場合にはその効力を失う。

(1) 効力発生日の前日までに、第６条第１項に定めるＳＣＳの株主総会において、本契約の承認又は第９条第(2)号及び第(3)号に基づき上程されるべき定款変更議案のいずれかの承認が得られなかった場合。
(2) 効力発生日の前日までに、第６条第２項に定めるＣＳＫの株主総会又は各種類株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合。
(3) 前条に従い本契約が解除された場合。
(4) 効力発生日の前日までに、法令上本合併に関して要求される国内外の監督官庁その他の司法・行政機関の承認等が得られなかった場合。
(5) 本件公開買付けが、平成23年５月12日までに成立しない場合。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、ＳＣＳ及びＣＳＫで協議の上、これを定めるものとする。

以　上

別紙１

Ａ種優先株式
発行要項

（注：Ａ種優先株式の発行要項の内容は、本書別紙１（49頁から60頁）をご参照ください。）

別紙２

Ｂ種優先株式
発行要項

（注：Ｂ種優先株式の発行要項の内容は、本書別紙２（61頁から72頁）をご参照ください。）

別紙３

ＳＣＳＫ株式会社130％コールオプション条項付
第１回無担保転換社債型新株予約権付社債
（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
社債要項

（注：ＳＣＳＫ株式会社130％コールオプション条項付第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の社債要項の内容は、本書別紙３（73頁から89頁）をご参照ください。）

3. 会社法施行規則第191条各号（第６号及び第７号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

（1）会社法第749条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第１号）

1）ＣＳＫの株主に対して当社が交付する株式の総数及びその割当てに関する事項

① ＣＳＫ普通株式

ＣＳＫの発行する普通株式については、ＣＳＫ普通株式１株に対して、当社の普通株式0.24株を割当て交付いたします。但し、本合併の効力発生直前時に当社が保有するＣＳＫ株式及びＣＳＫが保有する自己株式（平成23年３月31日現在16,015株）については、本合併による株式の割当てはいたしません。

	当社 （吸収合併存続会社）	ＣＳＫ （吸収合併消滅会社）
本合併に係る割当ての内容	普通株式　１	普通株式　0.24

上記記載の合併比率等は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とＣＳＫとの協議により変更することがあります。

かかるＣＳＫ普通株式に対する当社普通株式の割当てにより交付する当社普通株式の総数は、41,695,607株となる予定です。但し、かかる普通株式の総数は、ＣＳＫの平成23年３月31日現在の発行済普通株式数(149,747,714株）から同日現在ＣＳＫが保有する自己普通株式の数(16,015株）を控除し、第７回新株予約権（平成21年９月30日発行）が平成23年４月22日付で行使されたことにより発行されたＣＳＫ普通株式の数（24,000,000株）を加えたＣＳＫ普通株式（173,731,699株）に対して割り当てられる予定の当社普通株式の総数を示しており、ＣＳＫの自己株式数の変動等により今後修正される可能性があります。

② ＣＳＫ優先株式

ＣＳＫの発行する優先株式については、ＣＳＫのＡ種優先株式（以下「ＣＳＫ発行Ａ種優先株式」といいます。）１株に対して当社の本合併契約別紙１記載のＡ種優先株式（以下「当社発行Ａ種優先株式」といいます。）１株を、ＣＳＫのＢ種優先株式（以下「ＣＳＫ発行Ｂ種優先株式」といい

ます。）１株に対して当社の本合併契約別紙２記載のＢ種優先株式（以下「当社発行Ｂ種優先株式」といいます。）１株を、ＣＳＫのＥ種優先株式(以下「ＣＳＫ発行Ｅ種優先株式」といいます。）１株に対して当社の普通株式2,400株を、それぞれ割当て交付いたします。なお、ＣＳＫのＦ種優先株式については、当社がその全部を保有していることから、本合併に際して金銭等の交付は行いません。

	当社 (吸収合併存続会社)	ＣＳＫ (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容	当社発行Ａ種優先株式　1	ＣＳＫ発行Ａ種優先株式　1
	当社発行Ｂ種優先株式　1	ＣＳＫ発行Ｂ種優先株式　1
	普通株式　1	ＣＳＫ発行Ｅ種優先株式　2,400

上記記載の合併比率等は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社とＣＳＫとの協議により変更することがあります。

かかるＣＳＫ優先株式に対する当社株式の割当てにより交付する当社株式の総数は、それぞれ当社発行Ａ種優先株式が15,000株、当社発行Ｂ種優先株式が15,000株、当社普通株式が12,000,000株となる予定です。

2）ＣＳＫの株主に対して当社が交付する株式の総数及びその割当ての相当性に関する事項

①　ＣＳＫ普通株式

イ）算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格及び普通株式に係る本合併対価の公正性を担保するため、本公開買付けにおける普通株式の買付け等の価格及び本合併対価を決定するにあたり、当社及びＣＳＫから独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に当社及びＣＳＫの株式価値の算定を依頼いたしました。

野村證券は、当社及びＣＳＫの株式価値について、市場株価平均法、類似会社比較法、及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）分析による算定を行い、当社は野村證券からＣＳＫの株式価値に関する株式価値算定書並びに当社及びＣＳＫの普通

株式に係る合併比率に関する合併比率算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から普通株式に係る本合併対価の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しております。

野村證券によるＣＳＫの普通株式１株に対する当社の普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

評価手法	合併比率の評価レンジ
市場株価平均法	0.25～0.27
類似会社比較法	0.10～0.19
DCF法	0.08～0.26

なお、市場株価平均法については、平成23年２月21日を算定基準日として、算定基準日の株価終値並びに算定基準日から遡る１週間、１ヶ月、３ヶ月及び６ヶ月間の終値平均株価を採用しております。

野村證券は、普通株式に係る合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法の前提とした将来の利益計画については、当社及びＣＳＫともに大幅な増減益は見込んでおりません。

他方、ＣＳＫは、普通株式に係る本合併対価の公正性を担保するため、普通株式に係る本合併対価を決定するにあたり、ＣＳＫ及び当社から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を第三者算定機関に選定し、ＣＳＫ及び当社の株式価値に基づく普通株式に係る合併比率の算定を依頼いたしました。みずほ証券は、ＣＳＫ及び当社の株式価値について、市場株価基準

法、類似企業比較法、及びDCF法による算定を行い、ＣＳＫはみずほ証券からＣＳＫ及び当社の普通株式に係る合併比率に関する合併比率算定書を取得いたしました。なお、ＣＳＫは、みずほ証券から普通株式に係る本合併対価の公正性に関する評価　（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

みずほ証券によるＣＳＫの普通株式１株に対する当社の普通株式の割当て株数の算定結果は、下表のとおりとなります。

評価手法	合併比率の評価レンジ
市場株価基準法	0.24～0.28
類似企業比較法	0.21～0.25
DCF法	0.20～0.27

なお、市場株価基準法については、平成23年２月23日を算定基準日として、算定基準日の株価並びに算定基準日から遡る１週間、１ヶ月、３ヶ月及び６ヶ月間の終値平均株価を採用しております。

みずほ証券は、普通株式に係る合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

なお、みずほ証券がDCF法の前提とした将来の利益計画については、当社及びＣＳＫともに大幅な増減益は見込んでおりません。

ロ）算定の経緯

当社及びＣＳＫは、本合併契約締結に際し、一連の取引の透明性・公平性を期すため、第三者算定機関として、当社は野村證券に、ＣＳＫはみずほ証券に、それぞれ普通株式に係る本合併対価の算定を依頼し、野村

証券は市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を、みずほ証券は市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法の各手法を用いて当社及びＣＳＫの株式価値を算定し、上記イ)の「算定の基礎」に記載された算定結果を得ました。当社は野村證券による普通株式に係る本合併対価算定の内容を検討し、一方、ＣＳＫはみずほ証券による普通株式に係る本合併対価算定の内容を検討し、それぞれ入手した合併比率算定書における算定結果を参考として、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、両社で協議及び交渉を重ねた結果、最終的に上記合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

なお、当社及びＣＳＫは、ＣＳＫの普通株式に対する合併対価として、吸収合併存続会社である当社の普通株式を選択いたしましたが、これは、当社の普通株式に上場株式としての流動性が確保されていること、ＣＳＫの普通株式の株主が当社の普通株式の交付を受けることにより、本合併後も、本合併に伴うシナジーから得られる利益を享受することが可能となること等を考慮したものです。

ハ）算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、当社及びＣＳＫの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、ＣＳＫのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券は、当社及びＣＳＫの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② ＣＳＫ優先株式

当社及びＣＳＫは、ＣＳＫ発行Ａ種優先株式及びＣＳＫ発行Ｂ種優先株式については、本合併後もそれらの株式を有していたＣＳＫの株主に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、ＣＳＫの普通株式に係る本合併の合併比率を踏まえて、当社発行Ａ種優先株式及び当社発行Ｂ種優先株式の内容をそれぞれＣＳＫ発行Ａ種優先株式及びＣＳＫ発行Ｂ種優先株式と実質的に同等の内容で定めた上で、ＣＳＫ発行Ａ種優先株式１株及びＣＳＫ発行Ｂ種優先株式１株に対して、当社発行Ａ種優先株式１株及び当社発行Ｂ種優先株式１株の割合でそれぞれ割当て交付することといたし

ました。また、ＣＳＫ発行Ｅ種優先株式については、本合併の効力発生直前時において、ＣＳＫ普通株式を対価とする取得請求権が発生していることから、その普通株式取得請求権に基づくＣＳＫの普通株式換算数にＣＳＫの普通株式に係る本合併の合併比率を乗じた割合で当社の普通株式を交付することといたしました。

3) 公正性を担保するための措置

① 当社は、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

イ）独立した第三者算定機関からの合併比率算定書等の取得

当社は、上記2)①イ）「算定の基礎」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券に当社及びＣＳＫの普通株式に係る株式価値の算定を依頼し、ＣＳＫの普通株式に係る株式価値に関する株式価値算定書及び本合併の普通株式に係る合併比率に関する合併比率算定書を取得いたしました。当社は、第三者算定機関である野村證券の分析及び意見を参考としつつ、ＣＳＫとの交渉・協議を行った上で、本合併に関して取締役会において検討・決定いたしました。なお、当社は、第三者算定機関である野村證券から、平成23年２月23日付で、本合併の普通株式に係る合併比率は当社の普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

ロ）独立した法律事務所からの助言

当社は、当社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及びＣＳＫから独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、当社の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

② ＣＳＫは、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

イ）独立した第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

ＣＳＫは、上記２)①イ)の「算定の基礎」に記載のとおり、第三者算定機関であるみずほ証券に普通株式に係る本合併対価について算定を依頼し、合併比率算定書の提出を受けました。ＣＳＫは、第三者算定機関の分析及び意見を参考としつつ、当社との交渉・協議を行った上で、取締役会において検討・決定いたしました。なお、ＣＳＫは、第三者算定機関であるみずほ証券から、平成23年２月23日付で、普通株式に係る本

合併の合併比率はＣＳＫの普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

ロ）独立した法律事務所からの助言

ＣＳＫは、ＣＳＫの取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、ＣＳＫ、当社及び住友商事から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、ＣＳＫの意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

4）本合併に際して増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、本合併に際し、資本金、資本準備金及び利益準備金の額のいずれも増加させないこととしておりますが、これは、本合併後の当社の機動的かつ柔軟な資本政策を可能にすべく、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 会社法第749条第１項第４号及び第５号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第２号）

当社は、本合併に際して、本合併の効力発生直前時におけるＣＳＫの株式会社ＣＳＫ130%コールオプション条項付第７回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成18年７月27日発行。以下「第７回無担保転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に付された新株予約権（以下「ＣＳＫ割当対象新株予約権」といいます。）の新株予約権者（当社及びＣＳＫを除きます。）（以下「ＣＳＫ割当対象新株予約権者」といいます。）に対して、ＣＳＫ割当対象新株予約権に代わる新株予約権として、その所有するＣＳＫ割当対象新株予約権１個につき、当社新株予約権（本合併契約別紙３記載の当社の新株予約権付社債に付される同別紙３記載の当社の新株予約権をいいます。以下同じ。）１個の割合をもって、当社新株予約権を割当て交付するとともに、第７回無担保転換社債型新株予約権付社債についての社債に係る債務のうち、本合併の効力発生直前時において未償還のもの全てを同別紙３のとおり承継することとしています。これにより本合併に際して当社がＣＳＫ割当対象新株予約権者に対して交付することとなる新株予約権付社債（以下「当社新株予約権付社債」といいます。）は、平成23年10月１日に東京証券取引所に上場される予定です。なお、ＣＳＫの2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成15年９月４日発行）は、本合併の効力発生直前時までに満期償還予定であることから、

本合併に際して金銭等の交付は行いません。また、ＣＳＫの第７回新株予約権(平成21年９月30日発行）は、当該新株予約権の新株予約権者である住友商事により平成23年４月22日付で全て行使されたことから、本合併に際して金銭等の交付は行いません。

当社は、本合併後も第７回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、ＣＳＫの普通株式に係る本合併の合併比率を踏まえて、当社新株予約権付社債の内容を第７回無担保転換社債型新株予約権付社債と実質的に同等の内容で定めた上で、第７回無担保転換社債型新株予約権付社債１個に対して、当社新株予約権付社債１個を割当て交付することとしたものです。

(3) ＣＳＫの最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第191条第３号イ）

ＣＳＫの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、第１号議案別冊のとおりであります。

(4) ＣＳＫの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第191条第３号ロ)

該当するものはございません。

(5) ＣＳＫにおける最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第３号ハ）

当社及び当社の親会社である住友商事は共同で、ＣＳＫの株式等に対する本公開買付けを実施いたしました。本公開買付けの概要及び結果につきましては、後記(6)をご参照ください。

その後、住友商事は平成23年４月22日付で本公開買付けにより取得したＣＳＫの第７回新株予約権（平成21年９月30日発行）を全て行使したため、ＣＳＫは普通株式24,000,000株を同社に交付するとともに、対価として3,000,000,000円を受け入れております。その結果、住友商事のＣＳＫに対する議決権保有割合は約54％となっております。詳細については、ＣＳＫの平成23年３月期に係る連結注記表及び個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」及び「追加情報」の記載のほか、インターネット上のＣＳＫのホームページ（http://www.csk.com/）に掲載されている平成23年４月22日付Ｃ

ＳＫプレスリリース「親会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

(6) 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容（会社法施行規則第191条第５号）

当社及び当社の親会社である住友商事は、住友商事及び当社の企業価値向上の観点からは、本合併を実施する前提として、ＣＳＫの大株主であるACAIの保有する株式等を合理的な価格で本合併前に取得する必要があると判断し、平成23年２月24日付でACAIとの間で応募契約を締結の上、同年３月10日から同年４月11日までを公開買付期間として、住友商事及び当社の両社共同でＣＳＫ株式等に対する本公開買付けを実施いたしました。その結果、当社及び住友商事は共同で、ＣＳＫの普通株式69,511,667株及びＦ種優先株式5,000株(普通株式転換請求権の行使による普通株式数換算で、普通株式50,000,000株）並びにＣＳＫの第７回新株予約権（平成21年９月30日発行）240,000個(普通株式数換算で、普通株式24,000,000株）を取得いたしました。本公開買付けの結果の詳細については、当社の平成23年３月期に係る連結注記表の「Ⅸ．追加情報」欄の記載のほか、インターネット上の当社ホームページ(http://www.scs.co.jp/）に掲載しております平成23年４月12日付「株式会社ＣＳＫ株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。なお、当社の親会社である住友商事は平成23年４月22日付で本公開買付けにより取得したＣＳＫの第７回新株予約権（平成21年９月30日発行）を全て行使しております。詳細については、前記(5)をご参照ください。

第1号議案
第2号議案
第3号議案
第4号議案

第２号議案　定款一部変更の件

1.　提案の理由

当社とＣＳＫとの間の本合併を行うにあたり、本合併契約の規定に基づき、当社の定款を以下のとおり変更するとともに、それに伴う号数の繰下げ等所要の変更を行うものであります。

(1)　本合併に伴い、当社の商号の変更を行うものであります（変更案第１条)。

(2)　ＣＳＫの事業内容に鑑み、当社の事業目的の変更を行うものであります（変更案第３条)。

(3)　本合併に際して当社がＣＳＫ発行Ａ種優先株式及びＣＳＫ発行Ｂ種優先株式の株主に割当て交付するための当社発行Ａ種優先株式及び当社発行Ｂ種優先株式を発行するため、規定を新設するとともに（変更案第６条の２、変更案第６条の３及び変更案第19条の２)、現行の規定に所要の修正を行うものであります（変更案第６条及び変更案第８条)。

(4)　上記(1)から(3)の定款変更の効力は、第１号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成23年10月１日予定）に生じることとするため、附則に所要の規定を設けるとともに、本合併の効力発生日の経過をもって当該附則自体が削除される旨を定めるものであります（変更案附則)。

2.　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、現行定款はインターネット上の当社ホームページ（http://www.scs.co.jp/）に掲載しております「住商情報システム株式会社定款」をご参照ください。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
<u>住商情報システム</u>株式会社定款 **第１章　総則** 第１条（商号） 当会社は、<u>住商情報システム</u>株式会社と称し、英文では<u>Ｓｕｍｉｓｈｏ　Ｃｏｍｐｕｔｅｒ　Ｓｙｓｔｅｍｓ</u>　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎと表示する。	**<u>ＳＣＳＫ</u>株式会社定款** **第１章　総則** 第１条（商号） 当会社は、<u>ＳＣＳＫ</u>株式会社と称し、英文では<u>ＳＣＳＫ</u>　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎと表示する。

現　行　定　款	変　更　案
第２条（本店の所在地） （条文省略）	第２条（本店の所在地） （現行どおり）
第３条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第３条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１． ～　（省略） ４．	１． ～　（現行どおり） ４．
（新設）	５．コールセンター業務
５．電気通信工事業及び電気工事業	６．内装仕上工事業、電気通信工事業、電気工事業、管工事業及び建築工事業
６．（省略）	７．（現行どおり）
（新設）	８．放送法に基づく委託放送事業
７．（省略）	９．（現行どおり）
（新設）	10．有料職業紹介事業
８．（省略）	11．（現行どおり）
（新設）	12．翻訳・通訳業
（新設）	13．倉庫業
９． ～　（省略） 12．	14． ～　（現行どおり） 17．
13．私募、商法上の任意組合を通じたファンドの募集、管理、運用	18．私募、商法上の任意組合を通じたファンドの募集、管理、運用及び投資事業組合財産の管理
（新設）	19．企業の販売支援、技術支援、計算事務、労務管理事務等の業務代行
（新設）	20．カード（代金前払方式、代金後払方式等）発行業務及び発行代行業務
（新設）	21．損害保険代理業務及び生命保険契約締結の代理並びに生命保険の募集に関する業務
（新設）	22．飲食店の経営並びに設計及び施工
（新設）	23．医療機器の売買、賃貸借及び輸出入
（新設）	24．貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業
（新設）	25．酒類販売及びその仲介業務
（新設）	26．農産物及び観葉植物その他植物の生産、栽培、販売及び賃貸
14．（省略）	27．（現行どおり）
15．（省略）	28．（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第４条（機関） （条文省略）	第４条（機関） （現行どおり）
第５条（公告方法） （条文省略）	第５条（公告方法） （現行どおり）
第２章　株式	**第２章　株式**
第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、２億株とする。	第６条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、２億株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式　200,000,000株 Ａ種優先株式　15,000株 Ｂ種優先株式　15,000株
（新設）	第６条の２（Ａ種優先株式） Ａ種優先株式の内容は、別紙１のとおりとする。
（新設）	第６条の３（Ｂ種優先株式） Ｂ種優先株式の内容は、別紙２のとおりとする。
第７条（自己の株式の取得） （条文省略）	第７条（自己の株式の取得） （現行どおり）
第８条（単元株式の数） 当会社の単元株式数は、100株とする。	第８条（単元株式の数） 当会社の普通株式の単元株式数は、100株とし、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の単元株式数はそれぞれ１株とする。

現　行　定　款	変　更　案
第９条 ～　　　（条文省略） 第19条	第９条 ～　　　（現行どおり） 第19条
（新設）	第19条の２（種類株主総会） １．第16条、第17条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ２．第15条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 ３．第18条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定によるべき種類株主総会の決議に、第18条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定によるべき種類株主総会の決議に、それぞれ準用する。
第20条 ～　　　（条文省略） 第41条	第20条 ～　　　（現行どおり） 第41条
（新設）	別紙１ （注：変更後の定款別紙１の内容は、本書別紙１（49頁から60頁）をご参照ください。）
（新設）	別紙２ （注：変更後の定款別紙２の内容は、本書別紙２（61頁から72頁）をご参照ください。）
（新設）	附則 本定款の表題、第１条、第３条、第６条、第６条の２、第６条の３、第８条、第19条の２、別紙１及び別紙２の変更は、当会社と株式会社ＣＳＫとの間の吸収合併の効力が生ずることを条件として、当該吸収合併の効力発生日をもって効力が生ずるものとする。なお、本附則は、当該吸収合併の効力発生日の経過によりこれを削除する。

第３号議案　取締役18名選任の件

当社の取締役であった竹岡　哲朗氏は平成23年３月31日付で辞任により退任しており、同氏以外の当社の取締役全員（10名）も、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社とＣＳＫとの間の本合併以後の経営体制の強化及び充実を図るため、取締役を増員することとし、取締役18名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりでありますが、候補者番号12～18の候補者は、本合併に際し就任することとなる取締役でありますので、その選任の効力は、第１号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成23年10月１日予定）をもって生じることといたします。なお、候補者番号３及び９の候補者は、本合併の効力発生日の前日（平成23年９月30日予定）をもって辞任により退任される予定ですので、第１号議案及び本議案がそれぞれ原案どおり承認可決され、本合併の効力が生じますと、本合併の効力発生日における取締役の員数は16名となる予定であります。

1.　当社取締役の候補者

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	中井戸　信英 (昭和21年11月1日生)	昭和46年4月　住友商事㈱入社 平成8年6月　米国住友商事会社機械・プラント部門長 平成9年4月　同社機電第一部門長 サンフランシスコ支店長 平成10年4月　住友商事㈱理事 エレクトロニクス本部副本部長 平成10年6月　同社取締役 平成11年4月　同社エレクトロニクス本部長 平成11年6月　住商エレクトロニクス㈱取締役兼任 平成12年6月　当社取締役兼任 平成13年4月　住友商事㈱取締役 ネットワーク事業本部長 平成14年4月　同社代表取締役 常務取締役 情報産業事業部門長補佐 平成15年4月　同社常務執行役員 情報産業事業部門長 平成16年4月　同社専務執行役員 平成17年4月　同社副社長執行役員 コーポレート・コーディネーションオフィサー 平成20年4月　同社コーポレート・コーディネーショングループ分掌 平成21年4月　同社社長付 当社顧問兼任 平成21年6月　代表取締役会長兼社長（現職） 社長執行役員（現職）	所有する当社株式数 7,000株 所有する㈱ＣＳＫ株式数 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	露　口　章 (昭和31年6月22日生)	昭和54年４月　住友商事㈱入社 平成14年６月　エスシー・コムテクス㈱取締役兼任 平成15年２月　住商エレクトロニクス㈱常務執行役員兼任 平成15年４月　住友商事㈱ネットワークシステム部長 平成16年６月　住商エレクトロニクス㈱取締役兼任 平成17年８月　当社執行役員兼任 平成18年４月　住友商事㈱理事 平成19年４月　同社メディア・ライフスタイル事業部門ネットワーク事業本部長 平成19年６月　当社取締役兼任 日商エレクトロニクス㈱取締役兼任 平成21年４月　当社代表取締役（現職） 副社長執行役員（現職） 平成23年４月　プラットフォームソリューション事業部門長（現職）	所有する当社株式数 6,269株 所有する㈱ＣＳＫ株式数 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	油　谷　泉 (昭和24年２月22日生)	昭和44年４月　ダイハツディーゼル㈱入社 昭和47年９月　当社入社 平成12年６月　ネットワーク・ソリューション事業部副事業部長 平成13年６月　取締役　ネットワーク・マネジメント事業部副事業部長 平成14年６月　ネットワーク・マネジメント事業部長 平成14年10月　ネットワーク・ソリューション事業部長 平成15年６月　産業システム第一事業部長 平成17年１月　執行役員 平成17年４月　経営改革担当 平成17年５月　経営企画グループ長 平成17年６月　生産技術担当 品質管理担当 取締役（現職） 平成17年８月　企画グループ長 生産技術グループ長 平成18年４月　常務執行役員 ビジネス開発事業部門長 平成19年４月　技術グループ長 ライフサイエンス事業部長 平成20年４月　専務執行役員（現職） 技術担当役員（現職） 戦略ビジネス事業部門長 平成21年４月　技術・情報システムグループ長（現職） 平成23年４月　技術戦略企画室長（現職）	所有する当社株式数 4,692株 所有する㈱ＣＳＫ株式数 0株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	鎌田裕彰 (昭和25年7月23日生)	昭和49年4月　当社入社 平成14年4月　産業システム第一事業部長補佐 平成17年4月　執行役員 産業システム第一事業部長 平成17年8月　産業システム事業部長 平成18年4月　常務執行役員 産業システム事業部門長 平成18年6月　取締役（現職） 平成20年4月　金融ソリューション事業部長 平成20年7月　次期システムプロジェクト担当役員 平成21年4月　戦略ビジネス事業部門長 SCSソリューションズ㈱代表取締役社長（現職） 平成22年4月　当社専務執行役員（現職） 流通・製造ソリューション事業部門長（現職） 平成22年6月　㈱Minoriソリューションズ社外取締役（現職）	所有する 当社株式数 2,875株 所有する ㈱ＣＳＫ株式数 0株
5	栗本重夫 (昭和26年1月2日生)	昭和48年4月　住友商事㈱入社 平成10年4月　同社エレクトロニクス本部電子材部長 平成16年5月　当社理事 IT基盤ソリューション事業部副事業部長 平成17年4月　執行役員 IT基盤ソリューション事業部長 平成18年4月　ERPソリューション事業部門副事業部門長 ProActive事業部長 プラットフォームソリューション事業部門副事業部門長 平成19年4月　常務執行役員 プラットフォームソリューション事業部門長 平成19年6月　取締役（現職） 平成20年4月　支社担当役員 平成22年4月　専務執行役員（現職） 金融・ERPソリューション事業部門長（現職） 平成23年4月　グローバルソリューション事業部門副事業部門長（現職）	所有する 当社株式数 5,453株 所有する ㈱ＣＳＫ株式数 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	小　川　和　博 (昭和24年7月21日生)	昭和50年４月　住友商事㈱入社 平成12年６月　同社業務グループIT企画推進部長 平成16年６月　当社理事兼任 エス・シー・ソリューション事業部長付 SCS･ITマネジメント㈱代表取締役社長 平成17年４月　当社執行役員 平成17年10月　エス・シー・ソリューション事業部長 平成18年４月　SCソリューション事業部門長 SCソリューション事業部長 平成19年２月　住商信息系統（上海）有限公司董事長 平成19年４月　当社常務執行役員（現職） グローバルソリューション事業部門長（現職） 平成19年６月　取締役（現職） 平成22年４月　グローバルソリューション事業部長	所有する 当社株式数 8,648株 所有する ㈱ＣＳＫ株式数 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	福　永　哲　弥 (昭和35年2月1日生)	昭和58年４月　日本長期信用銀行入行 平成11年10月　チェースマンハッタン銀行コーポレート＆インヴェストメントバンキンググループ　Vice President 平成12年６月　ライコスジャパン㈱CFO 平成14年12月　住商エレクトロニクス㈱顧問 平成15年２月　同社取締役　常務執行役員経営支援本部長 平成16年４月　同社コーポレート部門長 平成17年４月　当社執行役員 経営改革担当 住商エレクトロニクス㈱取締役兼任 平成17年５月　当社事業推進グループ長 平成17年６月　取締役（現職） 平成17年８月　法務・リスク管理グループ長 企画グループ副グループ長 平成18年４月　企画グループ長 平成19年７月　企画・法務グループ長 平成20年４月　常務執行役員（現職） 平成20年６月　㈱アルゴグラフィックス社外取締役（現職） 平成21年４月　当社企画・人事グループ長 平成22年４月　財務経理・リスク管理グループ長（CFO）（現職）	所有する 当社株式数 3,235株 所有する ㈱ＣＳＫ株式数 0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
8	山崎弘之(昭和36年2月3日生)	昭和58年4月 住友商事㈱入社 平成8年1月 米国フェニックスコア社 Vice President（ニューヨーク） 平成14年6月 住商エレクトロニクス㈱監査役 平成21年4月 住友商事㈱メディア・ライフスタイル総括部参事 当社理事 社長室長（現職） 平成21年9月 ㈱CSKホールディングス(現㈱CSK）社外取締役(現職) 平成22年4月 当社執行役員待遇 経営企画・総務人事グループ長 平成22年7月 内部監査室担当役員補佐 平成23年3月 執行役員 平成23年4月 常務執行役員（現職） 経営企画・人事グループ長(現職) 内部監査室担当役員（現職）	所有する当社株式数 0株 所有する㈱CSK株式数 0株
9	印南淳(昭和34年10月27日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年4月 執行役員（現職） 産業システム第二事業部副事業部長 平成19年4月 産業システム事業部長 平成21年4月 産業システム事業部門副事業部門長 平成21年10月 住商信息系統（大連）有限公司董事長（現職） 平成22年4月 当社流通・製造ソリューション事業部門副事業部門長(現職) 流通・サービスシステム事業部長（現職） 平成22年6月 取締役（現職）	所有する当社株式数 5,175株 所有する㈱CSK株式数 0株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
10	内藤達次郎(昭和32年11月26日生)	昭和56年４月　住友商事㈱入社 平成14年11月　米国住友商事会社情報システム部長 平成19年４月　住友商事㈱人材・情報グループIT企画推進部長 平成19年６月　当社社外取締役兼任（現職) 平成20年４月　住友商事㈱コーポレート・コーディネーショングループIT企画推進部長 平成23年４月　同社理事（現職) ネットワーク事業本部長(現職)	所有する当社株式数 0株 所有する㈱CSK株式数 0株
11	眞下尚明(昭和33年８月27日生)	昭和58年４月　住友商事㈱入社 平成６年９月　米国住友商事会社ヒューストン支店　Director 平成９年８月　同社サンタクララ駐在員事務所Director 平成18年７月　住友商事㈱メディアソリューション事業部長 平成19年10月　同社ＩＴソリューション事業部長（現職) 平成19年11月　Presidio Venture Partners,LLC Director	所有する当社株式数 0株 所有する㈱ＣＳＫ株式数 0株

2.　本合併に伴い新たに就任する当社取締役の候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
12	中　西　　　毅 (昭和31年９月13日生)	昭和54年４月　コンピューターサービス㈱(現㈱ＣＳＫ）入社 平成14年４月　㈱ＣＳＫネットサービス事業本部長 平成14年６月　同社取締役 ネットサービス事業本部長 平成15年６月　同社執行役員 ネットサービス事業本部長 平成16年４月　同社常務執行役員 ＩＴＯ開発本部長 平成18年４月　㈱ＣＳＫシステムズ（現㈱ＣＳＫ）常務執行役員 中部グループ統括担当 平成19年４月　ＣＳＫシステムズ中部設立準備㈱（現㈱ＣＳＫ）代表取締役社長 平成20年４月　㈱ＣＳＫシステムズ（現㈱ＣＳＫ）常務執行役員 平成21年３月　同社代表取締役社長 ㈱ＣＳＫホールディングス(現㈱ＣＳＫ）執行役員 ＣＳＫ　ＳＹＳＴＥＭＳ（ＳＨＡＮＧＨＡＩ）　ＣＯ．，ＬＴＤ.董事長 平成21年９月　㈱ＣＳＫホールディングス(現㈱ＣＳＫ）代表取締役社長 平成22年10月　㈱ＣＳＫ代表取締役社長（現職） 社長執行役員（現職）	所有する当社株式数 0株 所有する㈱ＣＳＫ株式数 普通株式 7,032株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
13	鈴　木　正　彦 (昭和29年5月25日生)	昭和56年４月　コンピューターサービス㈱(現㈱ＣＳＫ）入社 平成12年６月　㈱ＣＳＫ取締役 平成14年３月　㈱ＩＳＡＯ代表取締役会長 平成14年６月　㈱ＣＳＫ常務取締役 平成15年６月　同社常務執行役員 平成16年10月　㈱ＩＳＡＯ代表取締役社長 平成17年10月　㈱ＣＳＫシステムズ（現㈱ＣＳＫ）常務執行役員 平成19年４月　同社取締役副社長 平成20年４月　㈱ＣＳＫシステムズ中部(現㈱ＣＳＫ）代表取締役社長 平成21年９月　㈱ＣＳＫホールディングス(現㈱ＣＳＫ）執行役員 平成22年４月　㈱ＣＳＫシステムズ（現㈱ＣＳＫ）取締役兼副社長執行役員 平成22年10月　㈱ＣＳＫ専務執行役員兼ＩＴソリューション社代表 ＣＳＫ　ＳＹＳＴＥＭＳ（ＳＨＡＮＧＨＡＩ）ＣＯ．，ＬＴＤ.董事長（現職) 平成23年４月　㈱ＣＳＫ専務執行役員（現職)	所有する 当社株式数 0株 所有する ㈱ＣＳＫ株式数 普通株式 4,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
14	石村俊一（昭和25年２月13日生）	昭和49年４月　野村證券㈱入社 平成８年12月　同社公開引受部長 平成10年６月　国際証券㈱執行役員 平成13年１月　ナスダックジャパン㈱上席副社長 平成14年１月　ＣＳＫベンチャーキャピタル㈱（現㈱ウィズ・パートナーズ）顧問 平成14年３月　同社代表取締役専務 平成15年５月　同社代表取締役社長 平成18年12月　ビジネスエクステンション㈱（現㈱ＣＳＫサービスウェア）代表取締役社長 ㈱クオカード代表取締役社長 平成21年３月　㈱ＣＳＫホールディングス（現㈱ＣＳＫ）執行役員 ㈱サービスウェア・コーポレーション（現㈱ＣＳＫサービスウェア）代表取締役会長 ㈱ＣＳＫコミュニケーションズ（現㈱ＣＳＫサービスウェア）代表取締役会長 ㈱ＣＳＫマーケティング（現㈱ＣＳＫサービスウェア）代表取締役会長 平成21年７月　㈱ＣＳＫサービスウェア代表取締役社長（現職） ＣＳＫ　ＳＹＳＴＥＭＳ（ＤＡＬＩＡＮ）　ＣＯ．，ＬＴＤ．董事長（現職） 平成21年９月　㈱ＣＳＫシステムズ（現㈱ＣＳＫ）取締役 平成22年10月　㈱ＣＳＫ専務執行役員兼ビジネスサービス社代表 平成23年４月　㈱ＣＳＫ専務執行役員（現職）	所有する当社株式数 0株 所有する㈱ＣＳＫ株式数 普通株式 800株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
15	谷原徹(昭和34年12月24日生)	昭和57年４月　コンピューターサービス㈱(現㈱ＣＳＫ）入社 平成11年４月　㈱ＣＳＫ　西日本事業本部システムマネジメント事業部第一営業所長 平成13年４月　同社西日本事業本部ネットサービス事業部第一運用部門長 平成14年４月　同社西日本事業本部ネットサービス事業部長 平成15年２月　同社西日本事業本部長 平成15年６月　同社執行役員 西日本事業本部長 平成18年４月　㈱ＣＳＫシステムズ（現㈱ＣＳＫ）執行役員 西日本グループ統括担当兼デジタル家電グループ統括担当 平成19年４月　同社執行役員 ㈱ＣＳＫシステムマネジメント代表取締役社長（現職) ＣＳＫフィールドサービス㈱（現㈱ＣＳＫ）代表取締役社長 平成19年６月　㈱ＣＳＫ－ＩＴマネジメント（現㈱ＣＳＫ）代表取締役社長 平成21年３月　㈱ＣＳＫホールディングス(現㈱ＣＳＫ）執行役員 平成22年10月　㈱ＣＳＫ専務執行役員兼ＩＴマネジメント社代表 平成23年４月　㈱ＣＳＫ専務執行役員（現職)	所有する当社株式数 0株 所有する㈱ＣＳＫ株式数 普通株式5,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
16	熊崎龍安 (昭和33年5月2日生)	昭和56年4月　コンピューターサービス㈱(現㈱CSK）入社 平成3年12月　CSKベンチャーキャピタル㈱出向取締役 平成8年4月　㈱CSK参事 平成14年4月　同社経理本部長 平成16年2月　同社経理部長兼事業経理部長 平成16年4月　同社執行役員 経理部長兼事業経理部長 平成17年2月　同社執行役員 経理部長 平成18年4月　同社執行役員 経理部長兼内部統制推進室長 平成19年7月　同社執行役員 経理部長 平成20年6月　コスモ証券㈱専務取締役 平成21年1月　㈱CSKホールディングス(現㈱CSK）常務執行役員 平成21年4月　同社常務執行役員 財務経理部長 平成21年6月　コスモ証券㈱取締役 平成21年9月　㈱CSKホールディングス(現㈱CSK）取締役 常務執行役員 財務・経理管掌兼再生本部長 ㈱CSK CHINA CORPORATION代表取締役社長（現職） 平成22年3月　㈱CSKホールディングス(現㈱CSK）取締役（現職） 常務執行役員（現職） ㈱CSKアドミニストレーションサービス代表取締役社長（現職）	所有する当社株式数 0株 所有する㈱CSK株式数 普通株式 13,122株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
17	古沼政則 (昭和30年6月8日生)	昭和54年４月　コンピューターサービス㈱(現㈱ＣＳＫ）入社 平成７年６月　㈱ＣＳＫ取締役 パッケージ・インテグレーション事業部長兼金融システム営業部長 平成９年６月　同社取締役 金融システム事業本部副事業本部長兼金融システム事業本部金融営業部長 平成11年４月　同社取締役 金融システム事業本部副事業本部長 平成12年10月　同社取締役 金融システム事業本部長 平成13年６月　同社常務取締役 金融システム事業本部長 平成14年６月　同社専務取締役 金融システム事業本部長 平成15年２月　同社専務取締役 グループ戦略本部担当役員 平成15年３月　㈱ジェー・アイ・イー・シー（現㈱ＪＩＥＣ）取締役 平成15年４月　日本フィッツ㈱（現㈱ＣＳＫ）代表取締役社長 平成17年２月　㈱ＣＳＫ証券サービス（現㈱ＣＳＫ）代表取締役社長 平成17年８月　同社取締役 平成17年10月　㈱ＣＳＫシステムズ（現㈱ＣＳＫ）専務執行役員 金融システム第一事業本部長 平成18年４月　㈱ＣＳＫシステムズ（現㈱ＣＳＫ）常務執行役員 生損保グループ統括担当 平成18年10月　㈱ＣＳＫシステムズ（現㈱ＣＳＫ）常務執行役員 生損保グループ総括担当兼信託グループ統括担当 平成19年４月　㈱ジェー・アイ・イー・シー（現㈱ＪＩＥＣ）顧問 平成19年６月　同社代表取締役社長（現職）	所有する当社株式数 0株 所有する㈱ＣＳＫ株式数 普通株式 6,300株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
18	渕上　岩雄 (昭和21年３月４日生)	昭和46年２月　日本電気㈱入社 平成12年４月　同社ＮＥＣソリューションズ第三システム事業本部長 平成13年６月　同社執行役員 第三ソリューション営業事業本部長 平成16年４月　同社執行役員常務 平成16年６月　同社取締役兼執行役員常務 平成18年４月　同社取締役兼執行役員専務 平成18年６月　ＮＥＣネクサソリューションズ㈱代表取締役執行役員社長 平成21年４月　同社顧問 平成22年６月　㈱ＣＳＫホールディングス（現㈱ＣＳＫ）社外取締役（現職）	所有する当社株式数 0株 所有する㈱ＣＳＫ株式数 0株

（注）1. 候補者のうち、内藤　達次郎氏、眞下　尚明氏及び渕上　岩雄氏は、法令に定める社外取締役候補者であります。なお、渕上　岩雄氏は東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。

2. 内藤　達次郎氏、眞下　尚明氏及び渕上　岩雄氏を社外取締役候補者とした理由は、ITサービス産業に関する専門的かつ広範な知識に加え、一般株主との利益相反のおそれのない方として認識しており、取締役による職務執行の監督機能の維持・向上となると考えたためであります。

3. 内藤　達次郎氏は、現に住友商事株式会社の業務執行者であり、過去５年間に、同社の業務執行者となったことがあります。同社は当社の親会社である特定関係事業者であり、同社における、同氏の現在及び過去５年間の地位及び担当は上記のとおりであります。
眞下　尚明氏は、現に住友商事株式会社の業務執行者であり、過去５年間に、同社の業務執行者となったことがあります。同社は当社の親会社である特定関係事業者であり、同社における、同氏の現在及び過去５年間の地位及び担当は上記のとおりであります。

4. 内藤　達次郎氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって４年であります。

5. 山崎　弘之氏は、現に株式会社ＣＳＫの社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって１年９ヶ月であります。

6. 渕上　岩雄氏は、現に株式会社ＣＳＫの社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって１年であります。

7. 内藤　達次郎氏及び眞下　尚明氏は、親会社の職員であり、当社は、親会社との間で事業所の賃貸借契約を締結しており、また、親会社と当社との間で情報処理サービス並びにソフトウェア開発に関する取引関係があります。

8. 本議案が承認された場合、当社は内藤　達次郎氏及び眞下　尚明氏との間で、責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

9. 第１号議案及び本議案が承認された場合、当社は渕上　岩雄氏との間で、責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役３名選任の件

当社の監査役である舟﨑　宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、当社とＣＳＫとの間の本合併以後の監査体制の強化及び充実を図るため、監査役を増員することとし、新たに監査役３名の選任をお願いしたいと存じます。なお、いずれの候補者も補欠としての選任ではございません。

監査役候補者は次のとおりでありますが、いずれの候補者も本合併に際し就任することとなる監査役でありますので、その選任の効力は、第１号議案が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成23年10月１日予定）をもって生じることといたします。なお、監査役である栗山　幸造氏は、本合併の効力発生日の前日（平成23年９月30日予定）をもって辞任により退任される予定ですので、第１号議案及び本議案がそれぞれ原案どおり承認可決され、本合併の効力が生じますと、本合併の効力発生日における監査役の員数は６名となる予定であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	播磨昭彦 (昭和37年５月24日生)	昭和60年４月　㈱加ト吉（現テーブルマーク㈱）入社 昭和62年11月　㈱ＣＳＫ入社 平成13年６月　㈱ＣＳＫエレクトロニクス(現㈱ＭＡＧねっとホールディングス）取締役 管理本部副本部長兼経理部長 平成14年６月　㈱ＣＳＫ監査室長 平成18年６月　コスモ証券㈱社外監査役 平成21年４月　㈱ＣＳＫホールディングス(現㈱ＣＳＫ）監査室長兼特定プロジェクト担当部長 平成21年９月　同社監査役（現職）	所有する当社株式数 0株 所有する㈱ＣＳＫ株式数 0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	海前忠司 (昭和25年12月1日生)	昭和47年5月　コンピューターサービス㈱(現㈱ＣＳＫ）入社 平成12年4月　㈱ＣＳＫ技術企画・推進本部プロフェッショナルサービスサポート部長 平成14年4月　同社流通サービスシステム事業本部流通・サービスシステム第一事業部長 平成15年2月　同社産業システム事業本部流通・サービスシステム第一事業部長 平成17年4月　同社執行役員 平成17年10月　㈱ＣＳＫシステムズ（現㈱ＣＳＫ）執行役員 平成22年4月　同社顧問 平成22年6月　㈱ＣＳＫホールディングス(現㈱ＣＳＫ）監査役（現職）	所有する 当社株式数 0株 所有する ㈱ＣＳＫ株式数 普通株式 5,362株
3	安浪重樹 (昭和25年5月27日生)	昭和50年10月　アーサーヤング会計事務所入所 昭和56年5月　監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成元年5月　同法人社員 平成8年7月　同法人代表社員 平成18年11月　安浪公認会計士事務所代表者（現職） 平成21年6月　㈱イントランス社外監査役	所有する 当社株式数 0株 所有する ㈱ＣＳＫ株式数 0株

（注）1. 候補者の播磨　昭彦氏、海前　忠司氏及び安浪　重樹氏は、法令に定める社外監査役候補者であります。なお、安浪　重樹氏は東京証券取引所が確保を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。

2. 播磨　昭彦氏及び海前　忠司氏を社外監査役候補者とした理由は、社外経験を活かした客観的な見地で監査できる能力を有する方であると考えたためであります。

3. 安浪　重樹氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を活かした客観的な見地で監査できる能力を有する方であると考えたためであります。

4. 播磨　昭彦氏及び海前　忠司氏は、過去５年間に、株式会社ＣＳＫの業務執行者となったことがあります。同社は当社の特定関係事業者であり、同社における両氏の過去５年間の地位及び担当は上記のとおりであります。

5. 第１号議案及び本議案が承認された場合、当社は海前　忠司氏及び安浪　重樹氏との間で、責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役の報酬額改定の件

平成19年６月27日開催の平成19年３月期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬額は、１事業年度につき470百万円、社外取締役の報酬額は、１事業年度につき30百万円をそれぞれ上限とすることをご承認いただいておりますが、当社とＣＳＫとの間の本合併に伴い、取締役の員数は現在の10名から16名(うち３名が社外取締役) となる予定です。つきましては、取締役の報酬額を下記内容に改定することをお願いしたいと存じます。なお、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分は含まれないものといたします。また、本議案に係る決議は、第１号議案及び第３号議案がそれぞれ原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成23年10月１日予定）をもって、その効力を生ずることといたします。

記

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、１事業年度につき960百万円を、社外取締役の報酬は、１事業年度につき40百万円をそれぞれ上限とし、報酬の種類、具体的な額及び配分並びに支給時期（当該事業年度に属する日に限定されない。）その他の支給方法については、取締役会に一任する。

第６号議案　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成17年６月28日開催の平成17年３月期定時株主総会において、月額８百万円以内としてご承認いただいておりますが、当社とＣＳＫとの間の本合併に伴い、監査役の員数は現在の４名から６名となる予定であることから、１事業年度につき150百万円を上限としたく改定をお願いするものであります。なお、本議案に係る決議は、第１号議案及び第４号議案がそれぞれ原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日（平成23年10月１日予定）をもって、その効力を生ずることといたします。

以　上

Ａ種優先株式の内容

１．優先配当金

(1) Ａ種優先配当金

ａ．Ａ種優先配当金の配当

当会社は、2012年４月１日以降、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、本項第ｂ．号に定める金額（以下「Ａ種優先配当金額」という。）の金銭による剰余金の配当（以下「Ａ種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第２項に従ってＡ種優先中間配当（第２項において定義される。）を行った場合には、当該Ａ種優先中間配当の金額を控除した額をＡ種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、Ａ種優先配当金額とＡ種優先中間配当の金額の合計額は100,000円（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるＡ種優先配当以外には、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

ｂ．Ａ種優先配当金の金額

Ａ種優先配当金額は、Ａ種優先株式の１株当たりの払込金額（1,000,000円。ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、１円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、Ａ種優先配当又はＡ種優先中間配当の基準日の属する事業年度の４月１日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円ＴＩＢＯＲ（６カ月物）（以下に定義される。）＋1.0％の利率をいう。優先配当年率は％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

「日本円ＴＩＢＯＲ（６カ月物）」とは、午前11時における日本円６カ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円ＴＩＢＯＲ（６カ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円ＴＩＢＯＲ（６カ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円６カ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円ＬＩＢＯＲ（６カ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がＡ種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払Ａ種優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降、その事業年度のＡ種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金額及び累積未払Ａ種優先配当金額（もしあれば）の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2．優先中間配当金

当会社は、2012年４月１日以降、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終

の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式の払込金額（1,000,000円。ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の２分の１を乗じて算出した金額（ただし、１円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「Ａ種優先中間配当」という。）を行う。

3．残余財産の分配

（1）当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、残余財産の分配時点における累積未払Ａ種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額を支払う。Ａ種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、Ａ種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、Ａ種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

（2）Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4．優先順位

（1）Ａ種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、Ｂ種優先株式と同順位とする。

（2）Ａ種優先株式の残余財産の分配順位は、Ｂ種優先株式と同順位とする。

5．議決権

Ａ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6．優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

（1）当会社は、法令に定める場合を除き、Ａ種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

（2）当会社は、Ａ種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7．金銭を対価とする取得請求権

（1）取得請求権の内容

Ａ種優先株主は、当会社に対し、2016年３月１日以降いつでも、当会社に対してＡ種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。）することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本７項第(2)号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、Ａ種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきＡ種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

（2）取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合におけるＡ種優先株式１株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日における累積未払Ａ種優先配当金額（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするＡ種優先配当に係るＡ種優先配当金額に当該事業年度に属する４月１日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）ま

での日数を乗じ365で除して算出した額（１円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第２項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本７項若しくは第８項又はＢ種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたＡ種優先株式及びＢ種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は０円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本７項に基づくＡ種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきＡ種優先株式及びＢ種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

８．金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2012年４月１日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がＡ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するＡ種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるＡ種優先株式１株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするＡ種優先配当に係るＡ種優先配当金額に当該事業年度に属する４月１日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（１円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払Ａ種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。

9．普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

Ａ種優先株主は、2017年３月１日から2027年９月30日までの期間中、本９項第(3)号に定める条件で、当会社がＡ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数(以下に定義される。）を下回る場合には、(ｉ)Ａ種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったＡ種優先株式の数に、(ⅱ)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）のＡ種優先株式についてのみ、当該Ａ種優先株主の株式対価取得請求に基づくＡ種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるＡ種優先株式以外の株式対価取得請求に係るＡ種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するＡ種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたＡ種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るＡ種優先株式

を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるＡ種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、(ⅰ)当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、(ⅱ)①当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。)、及び②当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、Ａ種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったＡ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記９項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記９項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がＡ種優先株式の取得と引換えにＡ種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該Ａ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。なお、Ａ種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり１株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第３項に従い現金を交付する。

ａ．当初転換価額

当初の転換価額は、当会社と株式会社ＣＳＫの間で平成23年２月24日に締結された合併契約に基づく合併の効力発生日の直前に有効な株式会社ＣＳＫ発行にかかるＡ種優先株式の転換価額の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額（ただし、当該値の計算については、円位未満小数第

２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。）とする。

b．転換価額の修正

転換価額は、2018年３月１日から2027年９月30日までの期間中、毎年３月１日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「ＶＷＡＰ価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてＶＷＡＰ価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300％に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記ｃ．に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45％に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記ｃ．に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c．転換価額の調整

ⅰ．転換価額調整式

当会社は、Ａ種優先株式の発行後、下記本号ⅱ．に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適

用する日（ただし、下記本号ⅲ．の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ⅱ．又は本号ⅲ．に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

ⅱ．転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

（ⅰ）上記本号ⅰ．に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号（ⅱ）の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

（ⅱ）当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

（ⅲ）上記本号ⅰ．に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号ⅰ．に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

（ⅳ）普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

ⅲ．その他の転換価額の調整

上記本号ⅱ．の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

（ⅰ）合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

（ⅱ）その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

（ⅲ）転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

ⅳ．転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が１円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

ⅴ．転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本９項に基づくＡ種優先株式の株式対価取得請求日にＡ種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきＡ種優先株式及びＢ種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2027年10月１日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、Ａ種優先株式の全部又は一部を取得

することができる。この場合、当会社は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、当該Ａ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のＶＷＡＰ価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてＶＷＡＰ価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第２位まで算出して小数第２位を四捨五入する。）に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり１株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

Ａ種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11．除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、Ａ種優先配当及びＡ種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

Ｂ種優先株式の内容

１．優先配当金

（1） Ｂ種優先配当金

ａ． Ｂ種優先配当金の配当

当会社は、2012年４月１日以降、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という。）又はＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、本項第ｂ．号に定める金額(以下「Ｂ種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当（以下「Ｂ種優先配当」という。）を行う。ただし、当該事業年度において、第２項に従ってＢ種優先中間配当（第２項において定義される。）を行った場合には、当該Ｂ種優先中間配当の金額を控除した額をＢ種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、Ｂ種優先配当金額とＢ種優先中間配当の金額の合計額は100,000円（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるＢ種優先配当以外には、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

ｂ． Ｂ種優先配当金の金額

Ｂ種優先配当金額は、Ｂ種優先株式の１株当たりの払込金額（1,000,000円。ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（ただし、１円未満は切り捨て）とする。

「優先配当年率」とは、Ｂ種優先配当又はＢ種優先中間配当の基準日の属する事業年度の４月１日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の日本円ＴＩＢＯＲ（６カ月物）(以下に定義される。)＋1.2％の利率をいう。優先配当年率は％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

「日本円ＴＩＢＯＲ（６カ月物)」とは、午前11時における日本円６カ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円ＴＩＢＯＲ（６カ月物））として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円ＴＩＢＯＲ（６カ月物）が公表されない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円６カ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円ＬＩＢＯＲ（６カ月物））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がＢ種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払Ｂ種優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降、その事業年度のＢ種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先配当金額及び累積未払Ｂ種優先配当金額（もしあれば）の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

２．優先中間配当金

当会社は、2012年４月１日以降、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株

主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式の払込金額（1,000,000円。ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に優先配当年率の２分の１を乗じて算出した金額（ただし、１円未満は切り捨て）の金銭による剰余金の配当（以下「Ｂ種優先中間配当」という。）を行う。

３．残余財産の分配

（1）当会社は、残余財産を分配するときは、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、残余財産の分配時点における累積未払Ｂ種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額を支払う。Ｂ種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券（以下「同順位証券」という。）が単一又は複数存在し、Ｂ種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、Ｂ種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。

（2）Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

４．優先順位

（1）Ｂ種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、Ａ種優先株式と同順位とする。

（2）Ｂ種優先株式の残余財産の分配順位は、Ａ種優先株式と同順位とする。

5．議決権

Ｂ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6．優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

（1）当会社は、法令に定める場合を除き、Ｂ種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

（2）当会社は、Ｂ種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7．金銭を対価とする取得請求権

（1）取得請求権の内容

　Ｂ種優先株主は、当会社に対し、2018年３月１日以降いつでも、当会社に対してＢ種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。) することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（本７項第(2)号において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、Ｂ種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきＢ種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

（2）取得価額

　金銭対価取得請求が行われた場合におけるＢ種優先株式１株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価取得請求日における累積未払Ｂ種優先配当金額（もしあれば）の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とするＢ種優先配当に係るＢ種優先配当金額に当該事業年度に属する４月１日（同日を含む。）から当該金銭対価取得請求日（同日を含む。）ま

での日数を乗じ365で除して算出した額（１円未満は四捨五入）を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第２項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本７項若しくは第８項又はＡ種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたＡ種優先株式及びＢ種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本７項に基づくＢ種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきＡ種優先株式及びＢ種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

８．金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2012年４月１日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がＢ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するＢ種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるＢ種優先株式１株当たりの取得価額は、1,000,000円（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするＢ種優先配当に係るＢ種優先配当金額に当該事業年度に属する４月１日（同日を含む。）から当該金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの日数を乗じ365で除して算出した額（１円未満は四捨五入）及び当該金銭対価強制取得日における累積未払Ｂ種優先配当金額（もしあれば）の合計額を加えた金額とする。

9．普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

Ｂ種優先株主は、2019年３月１日から2029年９月30日までの期間中、本９項第(3)号に定める条件で、当会社がＢ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日（以下「株式対価取得請求日」という。）において、剰余授権株式数（以下に定義される。）が請求対象普通株式総数(以下に定義される。）を下回る場合には、(ⅰ)Ｂ種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったＢ種優先株式の数に、(ⅱ)剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）のＢ種優先株式についてのみ、当該Ｂ種優先株主の株式対価取得請求に基づくＢ種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるＢ種優先株式以外の株式対価取得請求に係るＢ種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するＢ種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたＢ種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るＢ種優先株式

を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるＢ種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、(ⅰ)当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、(ⅱ)①当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数（自己株式を除く。)、及び②当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、Ｂ種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったＢ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、当該株式対価取得請求日における下記９項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記９項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がＢ種優先株式の取得と引換えにＢ種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該Ｂ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、本号に定める転換価額で除して算出される数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。なお、Ｂ種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり１株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第３項に従い現金を交付する。

ａ．当初転換価額

当初の転換価額は、当会社と株式会社ＣＳＫの間で平成23年２月24日に締結された合併契約に基づく合併の効力発生日の直前に有効な株式会社ＣＳＫ発行にかかるＢ種優先株式の転換価額の転換価額を0.24で除したことにより算出される値に相当する額（ただし、当該値の計算については、円位未満小数第２

位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。）とする。

b．転換価額の修正

転換価額は、2020年３月１日から2029年９月30日までの期間中、毎年３月１日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格（以下「ＶＷＡＰ価格」という。）として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてＶＷＡＰ価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。）に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正される。その計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300％に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記ｃ．に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。）を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45％に相当する金額（以下「下限転換価額」という。ただし、下記ｃ．に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。）を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

ｃ．転換価額の調整

ⅰ．転換価額調整式

当会社は、Ｂ種優先株式の発行後、下記本号ⅱ．に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times 1\text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適

用する日（ただし、下記本号ⅲ．の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号ⅱ．又は本号ⅲ．に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

ⅱ．転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

（ⅰ）上記本号ⅰ．に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合（ただし、下記本号(ⅱ)の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

第5号議案
第6号議案
別紙1
別紙2
別紙3

（ⅱ）当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

（ⅲ）上記本号ⅰ．に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は上記本号ⅰ．に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

（ⅳ）普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

ⅲ．その他の転換価額の調整

上記本号ⅱ．の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

（ｉ）合併（合併により当会社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

（ⅱ）その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

（ⅲ）転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

iv. 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が１円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

ｖ. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本９項に基づくＢ種優先株式の株式対価取得請求日にＢ種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきＡ種優先株式及びＢ種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月１日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「株式対価強制取得日」という。）に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得

することができる。この場合、当会社は、Ｂ種優先株式の取得と引換えに、当該Ｂ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のＶＷＡＰ価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格（ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてＶＷＡＰ価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第２位まで算出して小数第２位を四捨五入する。）に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり１株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

Ｂ種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11．除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、Ｂ種優先配当及びＢ種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

ＳＣＳＫ株式会社130％コールオプション条項付
第１回無担保転換社債型新株予約権付社債
（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
社債要項

１．社債の名称　　ＳＣＳＫ株式会社130％コールオプション条項付第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下本新株予約権付社債といい、そのうち社債のみを本社債、新株予約権のみを本新株予約権という。）

２．社債総額　　株式会社ＣＳＫ130％コールオプション条項付第７回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下承継前新株予約権付社債という。）についての社債に係る債務当初金350億円のうち、当社と株式会社ＣＳＫとの間で平成23年２月24日付で締結された合併契約に基づく合併（以下本合併という。）の効力発生日前日の最終において未償還の金額。

３．各社債の金額　　金100万円の１種

４．社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）の規定の適用を受け、振替機関（第24項に定める。以下同じ。）の振替業に関する業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下本社債権者という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予

約権付社債券は発行されない。本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第２項本文及び第３項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

5．社債の利率　　　　　年0.25パーセント。

6．社債の償還価額　　　額面100円につき金100円。
ただし、繰上償還する場合は第９項第(2)号又は第(3)号に定める価額による。

7．物上担保及び保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8．社債管理者

(1) 社債管理者の名称

住友信託銀行株式会社

(2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第２項本文の規定にかかわらず、同条第１項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

(3) 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合も含む。)、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

9．社債の償還の方法及び期限

（1）本社債の元金は、平成25年９月30日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては、本項第(2)号又は第(3)号に定めるところによる。

（2）当社は、当社が消滅会社となり非上場会社（その普通株式が金融商品取引所に上場されておらず、かつ店頭売買有価証券として登録されていない株式会社をいう。）が存続会社となる合併、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転(以下株式交換等という。）につき当社の株主総会（株主総会決議を必要としない場合は当社の取締役会）で承認決議がなされた場合、当該株式交換等の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき次の価額で繰上償還することができる。

平成23年10月１日から平成24年９月30日までの期間については金101円
平成24年10月１日から平成25年９月29日までの期間については金100円

(3) 130％コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。）がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある第11項第(6)号②に定める転換価額（ただし、転換価額が第11項第(7)号乃至第(11)号によって調整された場合は調整後の転換価額）の130パーセント以上であった場合、いつでもその時点において未償還の本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当て（以下株式分割等という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日又は効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日。以下本号において同じ。）の２取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの３取引日についての本条項の適用にあたっては、第11項第(8)号②の規定にかかわらず、当該各取引日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第11項第(7)号に定める転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

(4) 償還すべき日（本項第(2)号又は第(3)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下償還期日という。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(5) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、本合併の効力発生日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、当該新株予約権付社債についての本社債又は当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

10. 利息の支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、本合併の効力発生日から償還期日までこれをつけ、毎年３月31日及び９月30日の２回に各々その日までの前半か年分を支払う。

(2) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算する。

(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(4) 償還期日後は利息をつけない。

(5) 本新株予約権の行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。

11. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は１個とし、合計35,000個とする。ただし、本合併の効力発生日の直前に株式会社ＣＳＫ以外の者により保有されている残存する承継前新株予約権付社債に付された新株予約権の数が35,000個より少ない場合には、当該少ない個数とする。

(2) 本新株予約権の目的となる株式の種類及びその数の算定方法

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社の普通株式とし、その行使請求(本項第(3)号に定義する。）により当社が当社の普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分（以下当社の普通株式の発行又は処分を交付という。）する数は、行使請求に係る本社債の金額の合計額を本項第(6)号②に定める

転換価額（ただし、本項第(7)号乃至第(11)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる数とする。この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、本合併の効力発生日から平成25年９月27日までの間（以下行使請求期間という。)、当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第１項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。以下同じ。)、本社債の利息が支払われる日の前営業日並びに振替機関が必要であると認めた日を除き、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(2)号に定める当社の普通株式の交付を請求すること（以下行使請求という。）ができる。ただし、第９項第(2)号又は第(3)号に定めるところにより、平成25年９月27日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日まで、第16項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時（期限の利益の喪失日を含まない。）までとする。また、本項第(14)号に定める組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使の停止が必要なときは、当社が、行使を停止する期間（当該期間は１か月を超えないものとする。）その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の１か月前までに必要な事項を公告した場合には、当該期間内は本新株予約権を行使することができない。

(4) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(5) 本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の金額と同額とする。

② 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下転換価額という。）は、当初、本合併の効力発生日の直前に有効な承継前新株予約権付社債の転換価額を0.24で除したことにより算出

される値に相当する額（ただし、当該値の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、小数第１位を四捨五入する。）とする。

(7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(8)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下転換価額調整式という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(8) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(10)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合。(ただし、本号②の場合、当該証券の取得と引換えに当社の普通株式が交付される証券の取得により当社の普通株式を交付する場合、当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使により当社の普通株式を交付する場合又は当社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当社の普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

② 当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社の普通株式の無償割当てについて、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(10)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予

約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は本項第(10)号②に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

④　本号①乃至③の場合において、当社の普通株式の株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第(18)号の規定を準用する。

$$株式数 = \frac{\left(\begin{array}{c}調整前\\転換価額\end{array} - \begin{array}{c}調整後\\転換価額\end{array}\right) \times \begin{array}{c}調整前転換価額により当該\\期間内に交付された株式数\end{array}}{調整後転換価額}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(9)　転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が１円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

(10)　①　転換価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②　転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただ

し、本項第(8)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③　転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当社の普通株式の株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社の普通株式を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(8)号又は第(11)号に基づき交付株式数とみなされた当社の普通株式のうち未だ交付されていない当社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社の普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(11)　本項第(8)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

①　株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

②　その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③　転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(12)　①　本項第(7)号乃至第(11)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、本項第(8)号④の場

合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

② 本号①の場合の公告の方法は第20項第(3)号に定める。

(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(14) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

① 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転（以下組織再編行為という。）をする場合（ただし、普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、第９項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、次の(イ)乃至(ホ)に定める株式会社（以下承継会社等という。）の新株予約権（以下承継新株予約権という。）を交付するものとし、その内容は下記②に定める。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、承継会社等がその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限る。

(イ) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(ロ) 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

(ハ) 新設分割
新設分割により設立する株式会社

(ニ) 株式交換

株式交換完全親株式会社

(ホ) 株式移転

株式移転設立完全親株式会社

② 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

(イ) 新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継された社債の金額の合計額を下記(ニ)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(ニ) 転換価額

転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。

(ホ) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の金額と同額とする。

(ヘ) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(3)号に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から同号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

(ト) その他の承継新株予約権の行使の条件

承継本新株予約権の一部については、行使請求することができない。

（チ）承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。

(15) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第25項に定める行使請求受付場所（以下行使請求受付場所という。）においてこれを取り扱う。

(16) ① 本新株予約権の行使請求は、振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行い、行使請求期間中に振替機関により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。

② 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続を行った者は、その後これを撤回することができない。

(17) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(18) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(19) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

12. 担保提供制限

(1) ① 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定により、新株予約権の内容として、当該新株予約権に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。以下同じ。）のために担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。

② 本号①に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でない場合は、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。

(2) ①　当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の特定の資産を留保（以下留保資産提供という。）する場合には、本新株予約権付社債のためにも、社債管理者が適当と認める留保資産提供を行う。この場合、当社は社債管理者との間に、その旨を定める契約を締結する。

②　本号①の場合、当社は社債管理者との間に次の(イ)乃至(ト)についても特約する。

(イ) 当社は、契約締結の時点において留保資産のうえには本新株予約権付社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利又はその設定の予約若しくは設定の予約と同視しうるものが存在しないことを当社が保証し、また本社債の未償還残高が存在する限り、社債管理者の事前の書面による承諾なしに留保資産のうえに抵当権等を設定し、又はその設定の予約若しくは設定の予約と同視しうる行為をしない旨。

(ロ) 当社は社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡又は貸与しない旨。

(ハ) 当社は原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。

(ニ) 当社は社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。

(ホ) 当社は本社債の未償還残高の減少その他やむを得ない事情がある場合には、社債管理者の事前の書面による承諾を得て留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は、留保資産から除外することができる旨。

(ヘ) 当社は社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、本新株予約権付社債のために遅滞なく留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。

(ト) 前(ヘ)の場合、留保資産のうえに担保付社債信託法に定める担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。

(3) 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている又は留保資産提供が行われている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前２号は適用されない。

13. 担保付社債への切換

(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき、担保権を設定することができる。

(2) 当社が第12項第(1)号又は前号により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告する。

14. 特定資産の留保

(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために留保資産提供を行うことができる。

(2) 前号の場合、第12項第(2)号の規定を準用する。

15. 担保提供制限に係る特約の解除

(1) 当社が第12項第(1)号又は第13項第(1)号により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、以後、第12項及び第18項第(3)号は適用されない。

(2) 当社が第12項第(2)号又は第14項により本新株予約権付社債のために留保資産提供を行った場合、以後、第12項第(2)号は適用されない。

16. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。ただし、第12項第(1)号又は第13項第(1)号により当社が本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本項第(2)号に該当しても期限の利益を失わない。

(1) 当社が第９項又は第10項の規定に違背したとき。

(2) 当社が第12項第(1)号又は第(2)号の規定に違背したとき。

(3) 当社が、第11項第(7)号乃至第(12)号、第13項第(2)号、第17項、第18項第(2)号及び第(3)号、第19項、第20項並びに第21項に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。

(4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債その他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が５億円を超えない場合は、この限りではない。

(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

(7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申立を受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

17. 社債管理者に対する定期報告

(1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度終了後遅滞なく計算書類及び事業報告を提出し、かつ、剰余金の配当（会社法第454条第５項に定められた中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第１項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。

(2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びそれらの添付書類を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれらの写を社債管理者に提出する。ただし、当社が、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織による開示を行っている場合は、本号に規定する書類の提出に代えてその旨を通知することで足りるものとする。

18. 社債管理者に対する通知

(1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。

(2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。

① 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。

② 事業の全部若しくは重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。

③ 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、会社分割、合併、株式交換又は株式移転をしようとするとき。

(3) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保権を設定する場合、又は留保資産提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、債務の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

19. 社債管理者の調査権限

(1) 社債管理者は、本新株予約権付社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。

(2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

20. 繰上償還の場合の通知及び公告

(1) 当社が、第９項第(2)号に定める繰上償還をしようとする場合は、償還しようとする日の少なくとも２か月前にその旨並びにその金額及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知し、かつ、償還しようとする期日の少なくとも１か月前に必要な事項を公告する。

(2) 当社が第９項第(3)号に定める繰上償還をしようとする場合は、第９項第(3)号に定める20連続取引日の最終日から７日以内に、その旨その他必要事項を書面で社債管理者に通知し、かつ、当該最終日から15日以内かつ償還しようとする

日に先立つ30日以上60日以下の期間内に必要な事項を公告する。

(3) 前２号の公告は、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各１種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

21. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令又は本新株予約権付社債の社債管理委託契約に別段の定めがあるときを除き、第20項第(3)号に定める方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告を行う場合は、第20項第(3)号に定める方法によるほか、東京都及び大阪市において発行する各１種以上の新聞紙にもこれを掲載する。

22. 社債権者集会

(1) 本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の新株予約権付社債（以下本種類の新株予約権付社債と総称する。）の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する本種類の新株予約権付社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の１以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、本種類の新株予約権付社債の新株予約権付社債券又は社債等振替法第222条第３項の規定による書面を当社又は社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

23.　新株予約権の交付日　平成23年10月１日

24.　振替機関　　　　　　株式会社証券保管振替機構

25.　行使請求受付場所

株主名簿管理人　住友信託銀行株式会社　証券代行部

26.　元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

以　上

株主総会会場ご案内略図

豊洲フロント　14階　当社会議室
(所在地：東京都江東区豊洲三丁目２番20号)

至月島
豊洲IHIビル
N
※豊洲フロントビル内
珉珉
(中華料理)
TeTes
(カフェ)
エレベーター
ホール
受付
happy
(花屋)
株主総会用入口
正面入口
有楽町線
1c出口(6月開通予定)
豊洲キュービックガーデン
豊洲フロント
14階
晴海通り
アーバンドック
ららぽーと豊洲
豊洲センタービル
豊洲センタービルアネックス
スーパービバホーム
1a出口
2出口
3出口
豊洲公園
交番
東京メトロ有楽町線豊洲駅
ゆりかもめ
豊洲駅
三ツ目通り
豊洲シエルタワー
至辰巳
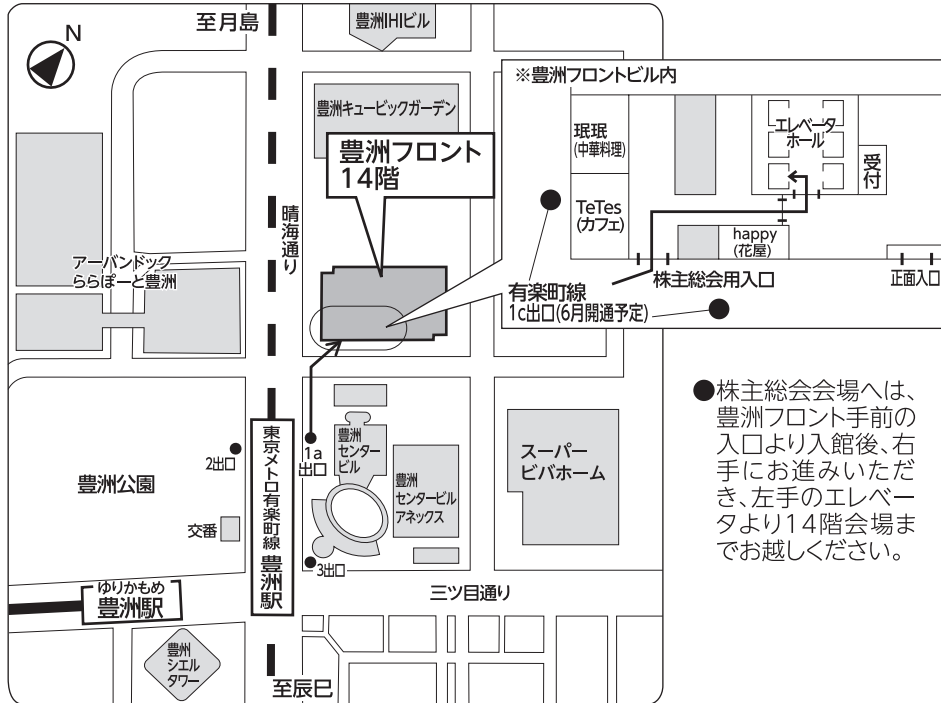
●株主総会会場へは、豊洲フロント手前の入口より入館後、右手にお進みいただき、左手のエレベータより14階会場までお越しください。

＜交通のご案内＞
●東京メトロ有楽町線「豊洲」駅下車　徒歩約１分
●ゆりかもめ「豊洲」駅下車　徒歩約３分
お願い：会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。

住商情報システム株式会社
電話（03）5166-2500（代表）

「ＣＯＯＬ　ＢＩＺ」(クール ビズ)スタイルでの株主総会開催について

当社は、地球温暖化防止に向けた省エネルギー及び節電への取り組みとして、平成 23 年３月期定時株主総会を、当社の役員及び係員がノーネクタイの「ＣＯＯＬ　ＢＩＺ」(クール ビズ)スタイルにて開催させていただく予定です。

何卒、趣旨をご理解いただき、ご了承くださいますようお願い申し上げます。